

建設発生土受入要領

令和5年6月1日

株式会社 赤松産業

〒689-3134 鳥取県西伯郡大山町高橋 1406

<http://www.akamatu.jp>

1. 建設発生土受入場所 (株)赤松産業 加茂受入場
鳥取県西伯郡大山町加茂 4310-2
2. 受入時間及び受入休業日・停止日
 - (1) 受入時間 8:00～17:00
 - (2) 受入休業日 土曜・日曜・祝祭日（振替休日を含む）
8月13日～8月16日まで及び12月30日～1月5日
 - (3) 受入停止日 受入施設で事故及び維持管理の必要が生じた場合は、受入を停止することがあります。
また、天候の急変等で受入が不能となった場合、及び受入発生土の貯留場所に余裕がなくなった場合についても、随時受け入れを停止することがありますので、必ず電話（0859-72-6007・受入時間8:00～17:00）で受入状況を確認してから搬入してください。
3. 受入条件
 - (1) 対象地域・対象工事
鳥取県などの公共工事から発生する建設発生土
 - (2) 土質基準
対象とする建設発生土は、次の「受入基準」の通りとします。
 - ① 土砂及び岩砕
 - ② セメント系改良土については六価クロムの試験結果を提出すること

◇ 受入出来ない建設発生土

 - ① 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」上の廃棄物に該当するもの
 - ② 「土壌汚染対策法」による汚染土

- ③ 産業廃棄物混入土（セメント塊・アスコン塊・木片・金属くず・塩ビ・瓦・プラスチックなど）
- ④ 一般廃棄物混入土（ごみ・ビン・缶など）
- ⑤ 含水比の高いもの（粘性土であって、通常の施工性が確保されるか疑わしい場合は、地上状態でコーン指数を測定し 300 k N / c m² 以上とする）
- ⑥ 最大径 30 c m を超えるもの
- ⑦ 悪臭を放つもの
- ⑧ セメント系改良土（六価クロムの基準値が越えているもの）
- ⑨ 土質区分 泥土

4. 受入料金 1,903 円/m³（消費税込）

【購入券（税込）】

	土砂	軟岩	硬岩
10t 券	9,896 円	8,183 円	7,231 円
4 t 券	4,187 円	3,425 円	3,045 円
2 t 券	2,093 円	1,713 円	1,522 円

5. 申込から搬入までの手続

(1) 申込

- ◇ 申込先 株式会社 赤松産業 日野支店
〒689-4501 鳥取県日野郡日野町貝原 13-1
TEL : 0859-72-6007 FAX : 0859-72-6008
- ◇ 申込者 土砂搬入券の購入者（建設発生土の発生者もしくは運搬受託者）
- ◇ 申込様式 所定の「土砂搬入券申込書」により申込むものとする
- ◇ 受付時間 8 時 00 分から 17 時 00 分まで
- ◇ 受付休業日 土曜日、日曜日、祝祭日及び夏季休暇、年末年始休暇

(2) 土砂搬入券の購入方法

搬入申込を予定している工事については、株式会社 赤松産業に土砂搬入券申込書にて申し込みを行ってください。受付後、内容を確認し土砂搬入券の発行を決定します。

その後、申込書に記載された指定の振込口座にご入金していただきます。

(3) 搬入券の交付

入金確認後、株式会社 赤松産業にて土砂搬入券を交付いたします。

- (4) 土砂搬入のご予約
日当たりの受入台数に制限がありますので、所定の「土砂搬入予約表」にて搬入の予約をお願いします。【送付先】日野支店 FAX:0859-72-6008
- (5) 返金について
購入後、使用されなかった土砂搬入券については、工事終了後、所定の手続きにより、手数料を差し引いたうえ返金致します。

6. 搬入方法

- (1) 搬入時の注意事項
運搬にあたっては、道路交通法規を遵守してください。特に、過積載がないようにするとともに、積載物が飛散・落下しないように十分な措置を講じてください。
- (2) 受入手順
 - ① 土砂搬入券を事務所にお渡しいただいた後、事務所前で荷台のシートを取り除き係員の検査を受けてください。
 - ② 係員が検査の結果不相当と認め、持ち帰りを指示した場合は直ちに指示に従ってください。
 - ③ 受入が認められた場合には、場内標識に従って徐行運転で搬入場所まで移動してください。
 - ④ 搬入場所では係員の指示に従って搬入土を降ろしてください。
 - ⑤ 場外に出る際には、必ず洗車ピットでタイヤに付着した泥を落としてください。